

災害時における地域安全の確保に係る警備業務等の実施に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と広島綜合警備保障株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における地域安全の確保に係る警備業務等の実施に関し、次とおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が緊急かつ優先的に実施すべき警備業務等に関し、必要な事項を定め、もって的確かつ実効性のある警備業務等を実施することによって、地域安全の確保に資することを目的とする。

（災害の定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害のうち、甲が乙に対し協力を要請する必要があると認めるに足りる規模の災害とする。

（警備業務等の内容）

第3条 甲が乙に対し、要請を行う警備業務等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 避難所及び緊急避難場所における避難車両誘導
- (2) 避難所における巡回警備及び運営支援
- (3) 救援物資集積場所における警備及び物資管理支援
- (4) 被災住宅地域における巡回警備
- (5) 乙が所有するドローンを活用した被災状況等の画像又は動画の提供
- (6) マンホールトイレの設置作業支援
- (7) その他協議に合意した事項

（業務の要請等）

第4条 甲は、前条の規定により警備業務等を要請しようとするときは、警備業務等の内容、日時、場所、必要人員及び従事期間を特定した上で、乙に対し、協力業務要請書（別記様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の方法により行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（業務の実施）

第5条 前条による要請を受けた乙は、遅滞なく警備業務等の実施に向けた調整を行うものとする。

- 2 前項の調整の結果、当該要請に応じる場合は、乙は速やかに、甲に報告するものとする。
- 3 第1項の調整により、前条に係る警備業務等（以下「受託業務」という。）を受託する場合は、この協定の目的に沿って、自社等に所属する警備員等（以下「出動警備員等」という。）を甲が指定する場所に出動させ、受託業務を誠実に実施するものとする。

(費用負担及び契約の締結)

第6条 乙が実施する受託業務に要した費用については、甲と乙が別に契約を締結し、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、甲が役務の提供を受ける直前の適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(出動警備員等に対する補償)

第7条 受託業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処するものとする。

(損害賠償)

第8条 この協定に基づく警備業務等の実施に関し、出動警備員等の責めにより第三者に損害を与えた場合の賠償は、乙がその責任の範囲内において支払うものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、この協定に関する事項の伝達を円滑に実施するため、双方の連絡する順位を定めた連絡先を毎年度当初に、甲乙互いに確認するものとし、期中に異動があった場合も、その都度、報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から2026年（令和8年）3月31日までとする。ただし、この期間満了の1月前までに甲又は乙から相手方に対し、意思表示がないときは、協定期間を更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自
その1通を保有するものとする。

2025年（令和7年）12月1日

甲 福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 広島市安佐南区西原八丁目34番3号
広島綜合警備保障株式会社
代表取締役社長 山田 積

様式第1号（第4条関係）

協力業務要請書

年　月　日

広島綜合警備保障株式会社

代表取締役社長 様

福山市長

災害時における地域安全の確保に係る警備業務等の実施に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり協力業務を要請します。

要請担当者	所属	職名
	氏名	連絡先
電話、FAX等による 要請日時	年　月　日 時　分頃	
要請内容		
場所		
期間		
備考		